2026年度

京都府PTA協議会 京都ささえ愛

PTAでご加入いただくと 最大32%割引

児童・生徒 総合保障制度 のご案内

京都府PTA協議会「京都ささえ愛（児童・生徒 総合保障制度）」は団体総合生活保険のペットネームです

お子様の日常生活をおまもりします

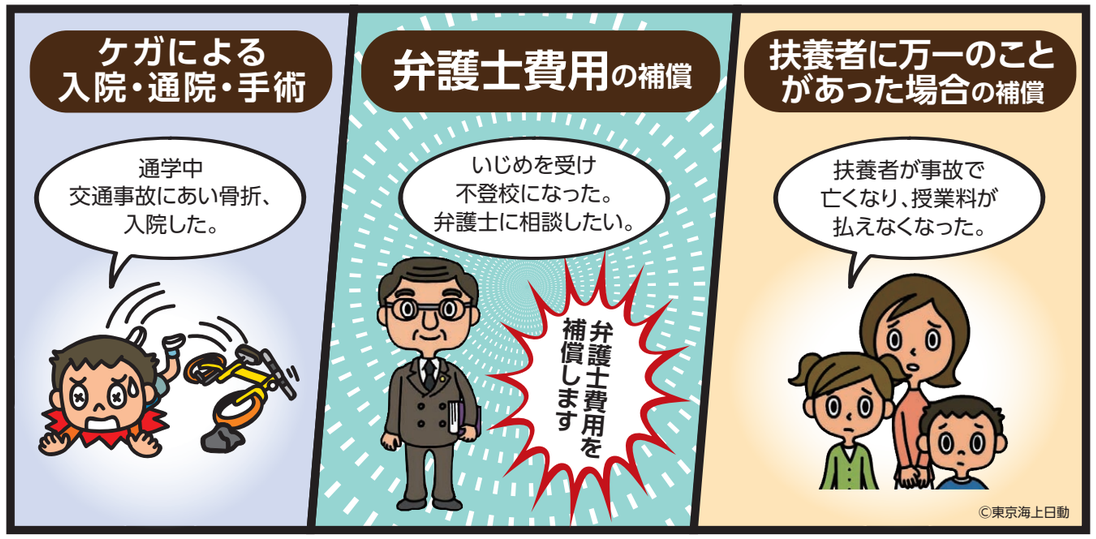

※【出典】一般社団法人日本損害保険協会「日本損害保険協会Webサイト　自転車での加害事故例」神戸地方裁判所、2013年7月4日判決

新規加入 P3~4
中途加入 P5
お手続き方法 P6~8
更新加入 P9~12
保険の概要 P13~21
学校一覧 P22~23

募集要項

加入対象者（被保険者）	京都府PTA協議会の会員（京都府内の公立（除く京都市立）の小・中学校に在籍されている児童・生徒）
新規加入 ご加入方法 ※各学校ではご加入の受付はいたしません。	**2026年3月31日（火）締切**　手続きは下記二次元コードから 申込手続きを紙の加入依頼書で実施したい方は、総合保障制度専用ダイヤルまでお問い合わせください。 ※京都府PTA協議会のHPからも申込み可能です。https://www.kyoto-pref-pta.jp/guarantee.php 保険期間 ▶ **2026年4月1日 午後4時～2027年4月1日 午後4時**
掛金（保険料）引落日	**4月1日始期：6月29日（月）** **中 途 加 入：始期月の翌々月27日** ※27日が土日祝日の場合は翌営業日 口座からのお引落しは、集金代行会社・明治安田収納ビジネスサービス株式会社によりさせていただきます。なお、ご通帳には「MBS、キョウトFPTA」と記帳されますのでご了承ください。 もしお引落しができなかったら・・・ 万一引落予定日のお引落しができなかった場合は、翌月に再請求をさせていただきます。再請求日にも引落不能となった場合は、再請求月の翌月末までに送付される所定の用紙にてお支払いが必要となります。お支払いがない場合は、解除となりますのであらかじめご了承ください。
加入者票について	新規加入締切日までにご加入された方には、加入者票を4月末までに送付いたします。
中途加入 ご加入方法	新規加入締切日にご加入が間に合わなかった場合でも中途加入が可能です。 （ただし、最終の申込締切は11月30日（月）始期日は12月1日（火）とします。） **毎月末日までの加入手続き：** **翌月1日 午前0時～2027年4月1日 午後4時**　手続きは下記二次元コードから 掛金（保険料）のお引落しは、ご指定の口座から補償期間開始月の翌々月にお引落しさせていただきます。お引落しが出来なかった場合は、翌月に再請求をさせていただきます。再請求日にも引落不能となった場合は、再請求月の翌月末までに送付される所定の用紙にてお支払いが必要となります。指定の期日までにお振込み（着金）がない場合は、解除となりますのであらかじめご了承ください。 保険期間 ▶ **申込手続完了月の翌月1日 午前0時～2027年4月1日 午後4時**
翌年度更新時の取扱い	2027年3月にご案内をお送りいたします。今年度と同じタイプで更新をご希望する場合であっても、商品改定等により補償内容や保険料が変わることがありますので、よくご確認ください。

小学生

新規加入 3/31までのお申込はこちら

中途加入 4/1からのお申込はこちら

※PCからの場合は以下よりアクセスしてください。
朝6:00～翌朝4:00がお手続き可能時間となります。
小学生・新規加入：http://ezoo.jp/ds4/A0132232604
小学生・中途加入：http://ezoo.jp/ds4/A01322326042512

中学生

新規加入 3/31までのお申込はこちら

中途加入 4/1からのお申込はこちら

※PCからの場合は以下よりアクセスしてください。
朝6:00～翌朝4:00がお手続き可能時間となります。
中学生・新規加入：http://ezoo.jp/ds4/A0132242604
中学生・中途加入：http://ezoo.jp/ds4/A01322426042512

※この保険は、京都府PTA協議会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として京都府PTA協議会が有します。現在ご加入の方につきましては、表紙記載のお申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料にて、保険会社に保険契約を申し込みます。
※既に当制度にご加入いただいている方は更新内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点はP18に記載のとおりとなりますのでご確認ください。
※転校等により団体構成員でなくなった場合は必ずお申し出ください。

児童・生徒総合保障制度 新規加入

正式名称：団体総合生活保険

◆こんな場合に保険金をお支払いします◆

※ご加入のタイプによって補償内容が異なります。詳しくは4ページ以降をご覧ください。

▶育英費用

例/扶養者が事故で亡くなり、授業料が払えなくなった。

●扶養者にケガや熱中症による死亡または重度後遺障害が生じた場合に保険金（一時金）をお支払いします。
※あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。
扶養者にケガや熱中症による死亡または重度後遺障害が生じた場合に保険金（一時金）をお支払いします。

▶教育継続支援特約

●扶養者が5疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全）により入院・在宅療養状態となり、その状態が一定期間継続した場合に毎月定額の保険金をお支払いします。
※新規ご加入時の支払責任の開始時より前に被った病気については保険金お支払いの対象となりません。（ただし、新規ご加入時の支払責任の開始する日からその日を含めて1年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。）

増加するお子様の自転車事故！高額な賠償事故への備えは十分ですか？

▶個人賠償責任（家族型）

日常生活の賠償責任を補償　自転車事故も補償

示談交渉サポート付き　京都府自転車条例にも対応しています　ご家族全員の自転車事故等も補償します

例/自転車で他人にケガをさせた。

例/学校貸与のタブレットを誤って壊してしまった。

●国内外を問わず、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
●お子様はもちろん、**ご家族の日常生活**での賠償事故も補償します。
●自転車で他人にケガをさせた場合も保険金をお支払いします。
●上記の他に、情報機器等に記録された情報の損壊に起因する賠償事故についても保険金をお支払いします。（支払限度額500万円）
＊1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。
※示談交渉サポートは国内のみとなります。

▶弁護士費用等（人格権侵害等）（本人型）

例/子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

●国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ*2・嫌がらせ*3等により精神的苦痛を被った場合*4に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。
＊1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
＊2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。
＊3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
＊4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

▶トラブル対策費用（本人型）

例/・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になったため、子どもにカウンセリングを受けさせたい。
・連日ストーカー行為を受けるので、護身用のグッズを購入したい。

●国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ*1・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、防犯対策や転校、カウンセリング*4に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。
＊1 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。
＊2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
＊3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。
＊4 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー（スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。）によるカウンセリングに限ります。
！本特約は、弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）とあわせてご加入いただく必要があります。

▶傷害補償

24時間いつでもどこでも急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは熱中症を補償

24時間無料の医療相談サービスメディカルアシスト付帯（詳細はP14）

例/自転車で転倒し、ケガをした。

例/熱中症で入院した。

●校内・通学途上、クラブ活動、旅行、レジャー等でお子様の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは熱中症を補償します。（国内外を問いません。）
●自転車での事故も補償します。
●入院・通院は1日目から保険金をお支払いします。
ケガによる死亡・後遺障害保険金、入院保険金*1、手術保険金*2、通院保険金*3をお支払いします。
●熱中症・細菌性食中毒等（**ノロウイルス等**）も補償します。
※急激かつ偶然な外来の事故の要件を欠く野球肘およびしもやけ等は補償の対象となるケガに含まれません。
※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。
＊1 事故の日から45日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について45日を限度とします。
＊2 事故の日から45日以内に受けた手術に限ります。
＊3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

▶特定感染症の補償

特定感染症を発病した場合の補償

●保険金お支払いの対象となる特定感染症の種類については「補償の概要等」をご覧ください。
●傷害補償基本特約のうちの死亡保険金、手術保険金を除く、後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金のみお支払いします。
●初年度契約の場合には、保険責任開始日からその日を含めて10日以内の発病には保険金をお支払いできません。

▶天災危険補償

例/地震で落下したものにあたりケガをした。

●全タイプに天災危険補償特約がセットされていますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガや熱中症の場合も傷害保険金をお支払します。
※地震・噴火またはこれらによる津波による特定感染症については、保険金お支払いの対象となりません。

▶携行品補償（学校管理下動産補償特約）

例/修学旅行中にカメラを誤って壊してしまった。

●保険の対象となる方が所有する、自宅外で携行している学用品・身の回り品が、登下校中、学校内の授業・休憩時間中、学校行事中、クラブ活動中等、学校の管理下で損害を受けたときに保険期間を通じ10万円を限度に保険金が支払われます。
※携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、自転車、眼鏡等は補償の対象となりません。

▶疾病補償

お子様が病気により入院や手術をした場合に補償します。

例/肺炎で入院した。

例/病気で手術をした。

●お子様が病気の治療のために保険期間中に開始した入院が1日を超えて継続した場合、60日を限度として入院医療保険金をお支払いたします。
●お子様が病気の治療を目的として保険期間中に病院または診療所で所定の手術を受けた場合または放射線治療を受けた場合に、手術の種類に応じて入院医療保険金日額に一定の倍率を乗じてお支払します。

入院中の手術	入院医療保険金日額の10倍
入院中以外の手術	入院医療保険金日額の5倍
放射線治療	入院医療保険金日額の10倍

※新規ご加入時の支払責任の開始時より前に被った病気については保険金お支払いの対象となりません。（ただし、新規ご加入時の支払責任の開始する日からその日を含めて1年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。）

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、このパンフレットの後記「補償の概要等」をご確認ください。

団体割引20％・損害率による割引15％
（天災危険補償特約には、損害率による割引は適用されません。）

◆保険金額・保険料◆ こども傷害補償

保険期間：1年間

ご加入タイプ		T1*3	T2	T3
保険料 1年間分（一時払）	小学生	26,430円	15,210円	7,220円
	中学生	28,820円	16,640円	8,170円
		※上記保険料には、制度維持費200円が含まれています。		
育英費用		1,000万円	1,000万円	100万円
教育継続支援	教育継続支援保険金額（月額）	5万円	3万円	2万円
	免責期間	30日	30日	30日
	てん補期間 小学生	10年	10年	10年
	てん補期間 中学生	6年	6年	6年
個人賠償責任（免責金額（自己負担額）：0円）記録情報限度額500万円		国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円
弁護士費用等（人格権侵害等）		300万円	300万円	300万円
トラブル対策費用		20万円	20万円	20万円
傷害（ケガ）補償	死亡・後遺障害	638万円	192万円	231万円
	入院保険金日額（45日限度）	5,000円	2,000円	1,000円
	手術保険金*1	入院中 50,000円 入院中以外 25,000円	入院中 20,000円 入院中以外 10,000円	入院中 10,000円 入院中以外 5,000円
	通院保険金日額（90日限度）	3,000円	2,000円	500円
特定感染症補償		○	○	○
天災危険補償		○ 地震・噴火・津波によるケガ・育英費用も補償	○	○
細菌性食中毒補償		○	○	○
疾病補償	入院医療保険金日額（60日限度・免責日数1日）	5,000円	—	—
	手術医療保険金*2	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円 放射線治療 5万円	—	—
携行品補償（学校管理下動産補償特約）（免責金額（自己負担額）：3,000円）		10万円	10万円	—
各種サービス		全てのサービスご利用可能		

上記保険金額は、被保険者数が1,000名以上5,000名未満（団体割引20%）の場合の保険金額です。
児童・生徒1名につき、1タイプのみとなります。
＊1.傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
＊2.傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
＊3.T1タイプ加入の方で控除証明書が必要な場合は10月頃に総合保障制度専用ダイヤルまでご連絡ください。
＊4.「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

【制度維持費について】
制度維持費とは、集金代行手数料・通信費等、当制度の円滑な運営およびPTA活動に利用されており、お1人200円を保険料と一緒に設定頂いた口座より引き落としさせて頂きます。

！ご注意ください
当制度はお子様が各学校を卒業されるまで自動更新（再度加入の手続きは不要）となっております。

中途加入も可能ですが、中途加入の場合でも2027年4月1日午後4時までの補償期間となりますのでご注意ください。
中途加入については、P2下段をご覧ください。

新規加入 P3~4
中途加入 P5
お手続き方法 P6~8
更新加入 P9~12
保険の概要 P13~21
学校一覧 P22~23

児童・生徒総合保障制度 中途加入

正式名称：団体総合生活保険

団体割引20％ ・ 損害率による割引15％
（天災危険補償特約には、損害率による割引は適用されません。）

中途で加入される場合

新規加入締切日までにご加入が間に合わなかった場合でも中途加入が可能です。
（ただし、最終の申込締切は11月30日（月） 始期日は12月1日（火）とします。）

毎月末日までの加入手続き：
翌月1日 午前0時～2027年4月1日 午後4時

掛金（保険料）のお引落しは、ご指定の口座から補償期間開始月の翌々月にお引落しさせていただきます。お引落しが出来なかった場合は、翌月に再請求をさせていただきます。再請求日にも引落不能となった場合は、再請求月の翌月末までに送付される所定の用紙にてお支払いが必要となります。指定の期日までにお振込み（着金）がない場合は、解除となりますのであらかじめご了承ください。

◆ 保険料 ◆ こども傷害補償

補償期間：補償開始～2027年4月1日まで

	小学生			中学生		
ご加入タイプ	T1	T2	T3	T1	T2	T3
補償開始	※保険料には、制度維持費200円が含まれています。					
5月1日	24,210円	13,890円	6,630円	26,400円	15,210円	7,510円
6月1日	22,040円	12,660円	6,050円	24,030円	13,860円	6,850円
7月1日	19,900円	11,450円	5,480円	21,700円	12,530円	6,200円
8月1日	17,680円	10,200円	4,880円	19,280円	11,150円	5,520円
9月1日	15,540円	8,980円	4,300円	16,940円	9,820円	4,850円
10月1日	13,300円	7,660円	3,720円	14,500円	8,380円	4,200円
11月1日	11,160円	6,440円	3,140円	12,160円	7,040円	3,540円
12月1日	8,990円	5,210円	2,540円	9,790円	5,690円	2,860円

【制度維持費について】
制度維持費とは、集金代行手数料・通信費等、当制度の円滑な運営およびPTA活動に利用されており、お1人200円を保険料と一緒に設定頂いた口座より引き落としさせて頂きます。

お手続き方法

▶新たにご加入をご希望の方

スマホ、タブレット、PCから簡単に加入申込ができます！

お好きな時間に申込お手続きが可能です。

ご加入までの流れ

今年度から新たに兄弟姉妹でご加入される場合は、お手数ですがお子様一名ずつ加入申込をお願いします。

STEP 1 ▶トップ画面

22～23ページの学校一覧より学校の所属PTAをご確認の上、手続きサイトにアクセスしてください。

▼お申込画面 TOPページ

補償内容のご確認・お手続きはこちらをクリック。

STEP 2 ▶保護者・扶養者（加入者）情報の入力

❶保護者・扶養者（加入者）情報を入力願います。
❷保護者・扶養者（加入者）から見た続柄をご選択願います。
・加入者が父母の場合　→【子】をご選択願います。
・加入者が祖父母の場合→【同居の孫】をご選択願います。
❸学生・生徒・児童（被保険者）情報を入力願います。
❹ 次へ進む をクリック

新規加入 P3～4
中途加入 P5
お手続き方法 P6～8
更新加入 P9～12
保険の概要 P13～21
学校一覧 P22～23

お手続き方法

お手続き方法

STEP 3 ▶補償の選択

加入を検討する をクリック。

STEP 4 ▶ご加入されるタイプの選択

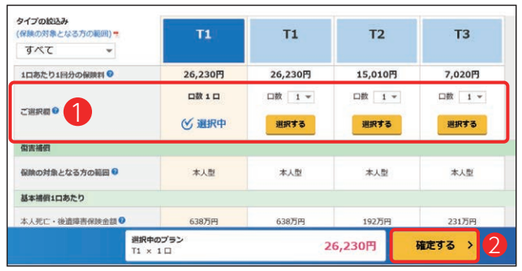

❶ご加入されるタイプを選択し 選択する をクリック。
❷ご加入されるタイプが正しく選択されているかをご確認いただき 確定する をクリック。

【ご注意】口座からお引き落しさせていただく掛金には、各タイプの下に表示されている保険料に制度維持費200円が付加されます。

STEP 5

補償を確定し次へ進む をクリック。

STEP 6 ▶加入のお申し込みをされるお客様（加入者）情報の入力

ご住所、メールアドレス、連絡先を入力願います。

STEP 7 ▶学校の選択

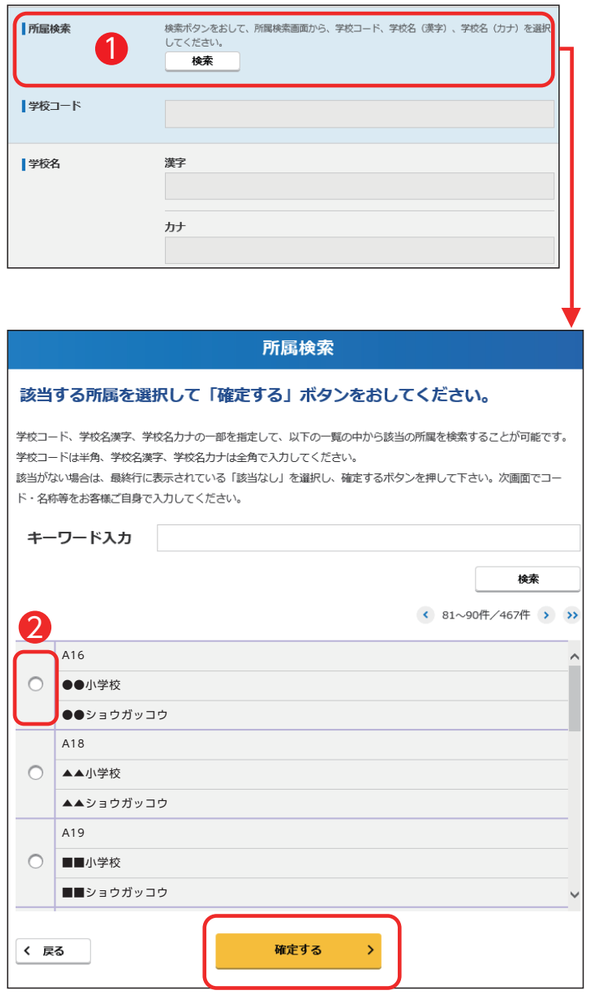

❶お子様の学校を所属検索画面から選択いただきます。
検索ボタンをクリックし所属検索画面を表示します。

❷表示された学校一覧からお子様の学校を選択し、確定するをクリック。
キーワード入力を利用して学校名を検索も可能です。
※カナ検索は全角カナのみ

STEP 8 ▶卒業予定年の入力

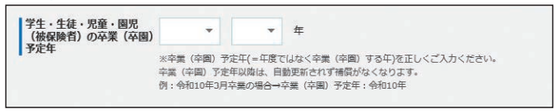

お子様が学校を卒業される年をご入力願います。

卒業年早見表 ※卒業年をご入力ください。

	学年	卒業年		学年	卒業年
小学校	1年	令和14年	中学校	1年	令和11年
	2年	令和13年		2年	令和10年
	3年	令和12年		3年	令和9年
	4年	令和11年			
	5年	令和10年			
	6年	令和9年			

STEP 9 ▶保険の対象となる方（被保険者）情報の入力

ほかの保険契約、学校区分、住所区分を選択願います。

STEP 10 ▶被保険者の扶養者を入力

被保険者（お子様）から見た扶養者をご選択願います。
・お子様の扶養者が父母の場合　→【父母】をご選択願います。
・お子様の扶養者が祖父母の場合→【祖父母】をご選択願います。
・お子様の扶養者がその他の場合→【その他の親族】をご選択願います。
扶養者のお名前、住所をご確認のうえ、次へ進む をクリック。

STEP 11 ▶ご加入内容の確認

お手続き内容をご確認いただき、間違いが無ければ 内容を確認する をクリック。そして、重要事項説明書を表示 をクリックし、ご確認ご同意のうえ、ご加入される場合は、ご加入する をクリック。

こちらで申込手続は完了です。

続いて口座登録が必要です。

STEP 12 ▶口座を登録する

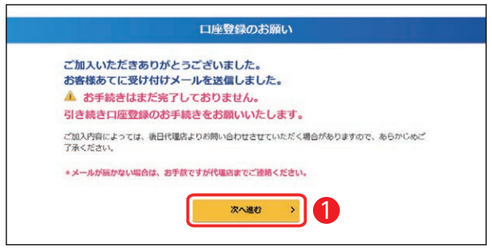

❶お手続きが完了すると、「受付完了メール」が自動で送信されます。
口座振替の登録手続き画面に進み、次へ進む をクリック。

❷ご利用になる金融機関をご選択願います。

❸引落口座の情報を入力し 金融機関へ をクリック。
金融機関サイトの登録を確定します。

口座情報の登録をもってお手続きは完了です。

児童・生徒総合保障制度 更新契約用

正式名称：団体総合生活保険

◆こんな場合に保険金をお支払いします◆

※ご加入のタイプによって補償内容が異なります。詳しくは10ページ以降をご覧ください。

▶育英費用

万一、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で亡くなられた場合等に補償します。

例/扶養者が事故で亡くなり、授業料が払えなくなった。

※あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。
扶養者にケガや熱中症による死亡または重度後遺障害が生じた場合に保険金（一時金）をお支払いします。

増加するお子様の自転車事故！高額な賠償事故への備えは十分ですか？

▶個人賠償責任（家族型）

日常生活の賠償責任を補償 自転車事故も補償

示談交渉サポート付き　京都府自転車条例にも対応しています　ご家族全員の自転車事故等も補償します

例/自転車で他人にケガをさせた。

例/学校貸与のタブレットを誤って壊してしまった。

●国内外を問わず、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
●お子様はもちろん、**ご家族の日常生活**での賠償事故も補償します。
●自転車で他人にケガをさせた場合も保険金をお支払いします。
●上記の他に、情報機器等に記録された情報の損壊に起因する賠償事故についても保険金をお支払いします。（支払限度額500万円）
＊1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。
※示談交渉サポートは国内のみとなります。

▶弁護士費用等（人格権侵害等）（家族型）

例/子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

●国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ*2・嫌がらせ*3等により精神的苦痛を被った場合*4に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。
●お子様とご家族が対象となります。
＊1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
＊2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。
＊3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
＊4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

▶傷害補償

24時間いつでもどこでも急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは熱中症を補償

24時間無料の医療相談サービスメディカルアシスト付帯（詳細はP14）

例/自転車で転倒し、ケガをした。

例/熱中症で入院した。

●校内・通学途上、クラブ活動、旅行、レジャー等でお子様の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは熱中症を補償します。（国内外を問いません。）
●自転車での事故も補償します。
●入院・通院は1日目から保険金をお支払いします。
ケガによる死亡・後遺障害保険金、入院保険金*1、手術保険金*2、通院保険金*3をお支払いします。
●熱中症・細菌性食中毒等（**ノロウイルス等**）も補償します。
※急激かつ偶然な外来の事故の要件を欠く野球肘およびしもやけ等は補償の対象となるケガに含まれません。
※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。
＊1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
＊2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。
＊3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

▶特定感染症の補償

特定感染症を発病した場合の補償

●保険金お支払いの対象となる特定感染症の種類については「補償の概要等」をご覧ください。
●傷害補償基本特約のうちの死亡保険金、手術保険金を除く、後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金のみお支払いします。（TD・TC・TAHは後遺障害保険金のみお支払いします）
●初年度契約の場合には、保険責任開始日からその日を含めて10日以内の発病には保険金をお支払いできません。

▶天災危険補償

例/地震で落下したものにあたりケガをした。

●全タイプに天災危険補償特約がセットされていますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガや熱中症の場合も傷害保険金をお支払します。
※地震・噴火またはこれらによる津波による特定感染症については、保険金お支払いの対象となりません。

▶被害事故補償

●お子様が犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。

▶携行品補償（学校管理下動産補償特約）

例/修学旅行中にカメラを誤って壊してしまった。

●保険の対象となる方が所有する、自宅外で携行している学用品・身の回り品が、登下校中、学校内の授業・休憩時間中、学校行事中、クラブ活動中等、学校の管理下で損害を受けたときに保険期間を通じ保険金額*1を限度に保険金が支払われます。
※携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、自転車、眼鏡等は補償の対象となりません。
＊1 TS2・TS・TA2・TAは10万円。TSAは20万円。

▶葬祭費用補償

●病気で死亡し、親族が葬祭費用を負担したときに保険金をお支払いします。
※実際に負担した費用の範囲内で、保険金額を限度にお支払いします。

▶疾病補償

お子様が病気により入院や手術をした場合に補償します。

例/肺炎で入院した。

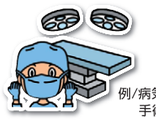

例/病気で手術をした。

●お子様が病気の治療のために保険期間中に開始した入院が1日を超えて継続した場合、60日を限度として入院医療保険金をお支払いたします。
●お子様が病気の治療を目的として保険期間中に病院または診療所で所定の手術を受けた場合または放射線治療を受けた場合に、手術の種類に応じて入院医療保険金日額に一定の倍率を乗じてお支払します。

入院中の手術	入院医療保険金日額の10倍
入院中以外の手術	入院医療保険金日額の5倍
放射線治療	入院医療保険金日額の10倍

●医師が、病気の治療のために継続して60日以上の入院が必要であると診断した場合、入院療養一時金をお支払します（TSAタイプ）。
※新規ご加入時の支払責任の開始時より前に被った病気については保険金お支払いの対象となりません。（ただし、新規ご加入時の支払責任の開始する日からその日を含めて1年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。）

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、このパンフレットの後記「補償の概要等」をご確認ください。

！ご注意ください

2023年度にAIG社から移行いただいた方向けのタイプです。新規のご加入、およびこちらのタイプへの変更はできませんのでご注意ください。

団体割引20％・損害率による割引15％
（天災危険補償特約には、損害率による割引は適用されません。）

◆保険金額・保険料◆ こども傷害補償

保険期間：1年間

ご加入タイプ	TS2*3	TS*3	TA2	TA	TB	TD	TC	TAH	TSA*3	TAC*3	TAD*3	TAE*3	TAF
保険料（1年間分（一時払））	26,640円	24,490円	16,180円	15,170円	9,500円	3,720円	2,420円	1,530円	29,740円	19,780円	15,400円	10,840円	5,890円
	※上記保険料には、制度維持費200円が含まれています。												
育英費用	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	—	—	—	1,000万円	1,000万円	500万円	200万円	100万円
個人賠償責任（免責金額（自己負担額）：0円）記録情報限度額500万円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円
弁護士費用補償	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	—	—	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
傷害（ケガ）補償 死亡・後遺障害	520万円	425万円	289万円	217万円	147万円	114万円	161万円	50万円	767万円	554万円	420万円	240万円	87万円
傷害（ケガ）補償 入院保険金日額（180日限度）	8,000円	7,000円	3,000円	3,000円	2,000円	—	—	—	9,000円	4,000円	3,000円	2,500円	1,000円
傷害（ケガ）補償 手術保険金*1	入院中 80,000円 入院中以外 40,000円	入院中 70,000円 入院中以外 35,000円	入院中 30,000円 入院中以外 15,000円	入院中 30,000円 入院中以外 15,000円	入院中 20,000円 入院中以外 10,000円	—	—	—	入院中 90,000円 入院中以外 45,000円	入院中 40,000円 入院中以外 20,000円	入院中 30,000円 入院中以外 15,000円	入院中 25,000円 入院中以外 12,500円	入院中 10,000円 入院中以外 5,000円
傷害（ケガ）補償 通院保険金日額（90日限度）	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	1,000円	—	—	—	3,000円	2,000円	1,700円	1,200円	600円
特定感染症補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
天災危険補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地震・噴火・津波によるケガ・育英費用も補償												
細菌性食中毒補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
被害事故補償	5,000万円	—	3,000万円	—	—	—	—	—	5,000万円	—	—	—	—
携行品補償（学校管理下動産補償特約）（免責：3000円）	10万円	10万円	10万円	10万円	—	—	—	—	20万円	—	—	—	—
葬祭費用補償（傷害不担保）	100万円	100万円	—	—	—	—	—	—	100万円	—	—	—	—
疾病補償 入院医療保険金日額（60日限度・免責1日）	5,000円	5,000円	—	—	—	—	—	—	5,000円	3,000円	3,000円	2,000円	—
疾病補償 手術医療保険金*2	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円 放射線治療 5万円	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円 放射線治療 5万円	—	—	—	—	—	—	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円 放射線治療 5万円	入院中の手術 3万円 入院中以外の手術 1.5万円 放射線治療 3万円	入院中の手術 3万円 入院中以外の手術 1.5万円 放射線治療 3万円	入院中の手術 2万円 入院中以外の手術 1万円 放射線治療 2万円	—
疾病補償 入院療養一時金	—	—	—	—	—	—	—	—	30万円	—	—	—	—

上記保険金額は、被保険者数が1,000名以上5,000名未満（団体割引20％）の場合の保険金額です。損害率の悪化により今年度の損害率による割引率が減少しています。
児童・生徒1名につき、1タイプのみとなります。
＊1.傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
＊2.傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
＊3.TS2・TS・TSA・TAC・TAD・TAEタイプ加入の方で控除証明書が必要な場合は10月頃に総合保障制度専用ダイヤルまでご連絡ください。
＊4.「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

【制度維持費について】
制度維持費とは、集金代行手数料・通信費等、当制度の円滑な運営およびPTA活動に利用されており、お1人200円を保険料と一緒に設定頂いた口座より引き落としさせて頂きます。

当制度はお子様が各学校を卒業されるまで自動更新（再度加入の手続きは不要）となっております。

新規加入 P3~4
中途加入 P5
お手続き方法 P6~8
更新加入 P9~12
保険の概要 P13~21
学校一覧 P22~23

児童・生徒総合保障制度 更新契約用

正式名称：団体総合生活保険

こんな場合に保険金をお支払いします

※ご加入のタイプによって補償内容が異なります。詳しくは12ページ以降をご覧ください。

育英費用

万一、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で亡くなられた場合等に補償します。

例/扶養者が事故で亡くなり、授業料が払えなくなった。

※あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。
扶養者にケガや熱中症による死亡または重度後遺障害が生じた場合に保険金（一時金）をお支払いします。

増加するお子様の自転車事故！高額な賠償事故への備えは十分ですか？

個人賠償責任（家族型）

日常生活の賠償責任を補償　自転車事故も補償

示談交渉サポート付き　京都府自転車条例にも対応しています　ご家族全員の自転車事故等も補償します

例/自転車で他人にケガをさせた。

例/学校貸与のタブレットを誤って壊してしまった。

●国内外を問わず、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
●お子様はもちろん、ご家族の日常生活での賠償事故も補償します。
●自転車で他人にケガをさせた場合も保険金をお支払いします。
●上記の他に、情報機器等に記録された情報の損壊に起因する賠償事故についても保険金をお支払いします。（支払限度額500万円）
＊1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。
※示談交渉サポートは国内のみとなります。

弁護士費用等（人格権侵害等）（家族型）

例/子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

●国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ*2・嫌がらせ*3等により精神的苦痛を被った場合*4に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。
●お子様とご家族が対象となります。

＊1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
＊2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。
＊3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
＊4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

傷害補償

24時間いつでもどこでも急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは熱中症を補償

24時間無料の医療相談サービスメディカルアシスト付帯（詳細はP14）

例/自転車で転倒し、ケガをした。

例/熱中症で入院した。

●校内・通学途上、クラブ活動、旅行、レジャー等でお子様の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは熱中症を補償します。（国内外を問いません。）
●自転車での事故も補償します。
●入院・通院は1日目から保険金をお支払いします。
ケガによる死亡・後遺障害保険金、入院保険金*1、手術保険金*2、通院保険金*3をお支払いします。
●熱中症・細菌性食中毒等（**ノロウイルス等**）も補償します。
※急激かつ偶然な外来の事故の要件を欠く野球肘およびしもやけ等は補償の対象となるケガに含まれません。
※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。
＊1 事故の日から45日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について45日を限度とします。
＊2 事故の日から45日以内に受けた手術に限ります。
＊3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

特定感染症の補償

特定感染症を発病した場合の補償

●保険金お支払いの対象となる特定感染症の種類については「補償の概要等」をご覧ください。
●傷害補償基本特約のうちの死亡保険金、手術保険金を除く、後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金のみお支払いします。（TM5は後遺障害保険金のみお支払いします）
●初年度契約の場合には、保険責任開始日からその日を含めて10日以内の発病には保険金をお支払いできません。

天災危険補償

例/地震で落下したものにあたりケガをした。

●全タイプに天災危険補償特約がセットされていますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガや熱中症の場合も傷害保険金をお支払します。
※地震・噴火またはこれらによる津波による特定感染症については、保険金お支払いの対象となりません。

携行品補償（学校管理下動産補償特約）

例/修学旅行中にカメラを誤って壊してしまった。

●保険の対象となる方が所有する、自宅外で携行している学用品・身の回り品が、登下校中、学校内の授業・休憩時間中、学校行事中、クラブ活動中等、学校の管理下で損害を受けたときに保険期間を通じ10万円を限度に保険金が支払われます。
※携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、自転車、眼鏡等は補償の対象となりません。

疾病補償

お子様が病気により入院や手術をした場合に補償します。

例/肺炎で入院した。

例/病気で手術をした。

●お子様が病気の治療のために保険期間中に開始した入院が1日を超えて継続した場合、60日を限度として入院医療保険金をお支払いたします。
●お子様が病気の治療を目的として保険期間中に病院または診療所で所定の手術を受けた場合または放射線治療を受けた場合に、手術の種類に応じて入院医療保険金日額に一定の倍率を乗じてお支払します。

入院中の手術	入院医療保険金日額の10倍
入院中以外の手術	入院医療保険金日額の5倍
放射線治療	入院医療保険金日額の10倍

※新規ご加入時の支払責任の開始時より前に被った病気については保険金お支払いの対象となりません。（ただし、新規ご加入時の支払責任の開始する日からその日を含めて1年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。）

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、このパンフレットの後記「補償の概要等」をご確認ください。

ご注意ください

2023年度～2025年度にご加入いただいた方向けのタイプです。新規のご加入、およびこちらのタイプへの変更はできませんのでご注意ください。

団体割引20％・損害率による割引15％
（天災危険補償特約には、損害率による割引は適用されません。）

保険金額・保険料　こども傷害補償

保険期間：1年間

ご加入タイプ		TM1*3	TM2	TM3	TM4	TM5
保険料（1年間分（一時払））		23,890円	14,020円	8,690円	6,700円	2,250円
		※上記保険料には、制度維持費200円が含まれています。				
育英費用		1,000万円	1,000万円	300万円	100万円	—
個人賠償責任（免責金額（自己負担額）：0円）記録情報限度額500万円		国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円
弁護士費用等（人格権侵害等）		300万円	300万円	300万円	300万円	—
傷害（ケガ）補償	死亡・後遺障害	638万円	192万円	178万円	231万円	139万円
	入院保険金日額（45日限度）	5,000円	2,000円	2,000円	1,000円	—
	手術保険金*1	入院中 50,000円 入院中以外 25,000円	入院中 20,000円 入院中以外 10,000円	入院中 20,000円 入院中以外 10,000円	入院中 10,000円 入院中以外 5,000円	—
	通院保険金日額（90日限度）	3,000円	2,000円	1,000円	500円	—
特定感染症補償		○	○	○	○	○
天災危険補償		○	○	○	○	○
		地震・噴火・津波によるケガ・育英費用も補償				
細菌性食中毒補償		○	○	○	○	○
携行品補償（学校管理下動産補償特約）（免責金額（自己負担額）：3,000円）		10万円	10万円	—	—	—
疾病補償	入院医療保険金日額（60日限度・免責日数1日）	5,000円	—	—	—	—
	手術医療保険金*2	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円 放射線治療 5万円	—	—	—	—

上記保険金額は、被保険者数が1,000名以上5,000名未満（団体割引20％）の場合の保険金額です。損害率の悪化により今年度の損害率による割引率が減少しています。
児童・生徒1名につき、1タイプのみとなります。保険期間中に、弁護士費用等（人格権侵害等）がセットされたタイプに変更することはできません。

＊1.傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
＊2.傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
＊3.TM1タイプ加入の方で控除証明書が必要な場合は10月頃に総合保障制度専用ダイヤルまでご連絡ください。
＊4.「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

【制度維持費について】
制度維持費とは、集金代行手数料・通信費等、当制度の円滑な運営およびPTA活動に利用されており、お1人200円を保険料と一緒に設定頂いた口座より引き落としさせて頂きます。

当制度はお子様が各学校を卒業されるまで自動更新（再度加入の手続きは不要）となっております。

新規加入 P3~4
中途加入 P5
お手続き方法 P6~8
更新加入 P9~12
保険の概要 P13~21
学校一覧 P22~23

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト　自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1: 24時間365日　0120-708-110
*1予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト　自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間: いずれも土日祝・年末・年始を除く
・電話介護相談　:午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介:午前9時～午後5時
0120-428-834

電話介護相談
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2
「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。　*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート　自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: いずれも土日祝・年末・年始を除く
・法律相談　:午前10時～午後6時
・税務相談　:午後　2時～午後4時
・社会保険に関する相談　:午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供　:午前10時～午後4時
0120-285-110

法律・税務相談
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談
公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル　自動セット

【対象となる補償】
弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

受付時間: いずれも土日祝・年末・年始を除く
・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス:
午前10時～午後6時
0120-300-575
・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス:
午前7時30分～午前9時30分／
午後5時～午後10時
0120-106-670

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス
いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
【対象となる相談内容】
以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。
・いじめ　・嫌がらせ　・痴漢　・ストーカー行為
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス
痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。
なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください(各サービス共通)
・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

■団体総合生活保険　補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。
※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

傷害補償（こども傷害補償）

保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。
*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。
*2 *1にかかわらず、傷害補償（こども傷害補償）におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。
*3「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。
保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて対象日数*1を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について支払限度日数*2を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 対象日数とは加入タイプに応じて以下の通りとなります。 ・T1、T2、T3、TM1、TM2、TM3、TM4タイプ加入者様:45日　・左記以外タイプ（TM5、TAH、TC、TDを除く）のご加入者様:180日 *2 支払限度日数とは加入タイプに応じて以下の通りとなります。 ・T1、T2、T3、TM1、TM2、TM3、TM4タイプ加入者様:45日　・左記以外タイプ（TM5、TAH、TC、TDを除く）のご加入者様:180日	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります*3。 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。	

<その他の主な特約とその概要>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。）された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。 ※特定感染症とは… 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した　特定感染症（更新契約の場合を除きます。） 等 *1「天災危険補償特約」をセットされる場合であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症は保険金のお支払対象となりません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
育英費用補償特約	扶養者*1がケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。 （重度後遺障害の例） ■両目が失明したもの ■咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの　等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
入院・手術医療保険金支払特約	入院医療保険金	保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合 ▶入院医療保険金日額に入院*1した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気（医学上重要な関係がある病気を含みます。）による入院*2について、60日を限度とします。 ※上記にかかわらず、傷害補償基本特約により保険金を支払うべき身体障害*3に対しては保険金をお支払いできません。 ※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。 *1 介護医療院における入院を除きます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *3 ケガまたは病気をいい、この場合のケガにはケガの原因となった事故を含みます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 ・アルコール依存および薬物依存 ・先天性疾患 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気*2　等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気について、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。
	手術医療保険金	保険の対象となる方が、病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*1または放射線治療*2を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ・入院*3中の手術：入院医療保険金日額の10倍 ・入院*3中以外の手術：入院医療保険金日額の5倍 ・放射線治療：入院医療保険金日額の10倍 ※上記にかかわらず、傷害補償基本特約により保険金を支払うべき身体障害*4に対しては保険金をお支払いできません。 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*5 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。 *3 介護医療院における入院を除きます。 *4 ケガまたは病気をいい、この場合のケガにはケガの原因となった事故を含みます。 *5「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	
入院療養一時金支払特約（TSAタイプ）		保険の対象となる方が病気を被り、保険期間中に医師等がその治療のために継続して60日以上の日数の入院*1が必要であると診断した場合 ▶入院療養一時金額の全額をお支払いします。ただし、同一の病気（医学上重要な関係がある病気を含みます。）*2について、保険期間を通じて1回に限ります。 ※上記にかかわらず、傷害補償基本特約により保険金を支払うべき身体障害*3に対しては保険金をお支払いできません。 *1 介護医療院における入院を除きます。 *2 以下のいずれかに該当する場合、後の病気は前の病気と異なるものとみなします。 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその病気の入院治療が必要となったとき ・入院をしなかった場合は、その病気の治療が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその病気の入院治療が必要となったとき *3 ケガまたは病気をいい、この場合のケガにはケガの原因となった事故を含みます。	

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
教育継続支援特約	教育継続支援保険金	【第1回教育継続支援保険金】 扶養者*1が、保険期間中に5疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全）により入院・在宅療養*2状態となり、その状態が入院・在宅療養*2状態となった日からその日を含めて免責期間*3を超えて継続した医師等によって診断された場合 ▶教育継続支援保険金額をお支払いします。 【第2回以後教育継続支援保険金】 保険金支払基準日*4の翌日から翌月の応当日まで上記の入院・在宅療養*2状態が継続したと医師等によって診断された場合 ▶教育継続支援保険金額をお支払いします。ただし、てん補期間*5を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 医師等の指示により、職種を問わず、すべての業務に終日従事することなく、治療に専念することをいいます。なお、死亡した後は、いかなる場合でも「入院・在宅療養状態」とはいいません。 *3 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 *4 次のア.およびイ.をいいます。 ア. 第1回教育継続支援保険金の保険金支払事由に該当した日 イ. 第1回教育継続支援保険金の保険金支払事由に該当した日を含む月の翌月以降、毎月のその日の応当日。毎月の応当日がない場合は、その月の末日をいうものとします。 *5 継続する入院・在宅療養*2状態に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*3終了日の翌日からの期間）のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2　等 *1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払対象となります。

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品　等 *3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊　等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

【費用に関する補償】

TM1、TM2、TM3、TM4、TS2、TS、TA2、TA、TB、TD、TSA、TAC、TAD、TAE、TAFプラン

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）	国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合 ■急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合 ■不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ■痴漢、ストーカー行為、いじめ*5または嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ▶1つの原因事故*6について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*7。 ※弁護士等*8への委任や弁護士等*9への法律相談および弁護士等*9への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*10、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。 *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 弁護士等*8への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 *8 弁護士または司法書士をいいます。 *9 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 *10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。 ①婚姻意思*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *11 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*4 ・労働災害により生じた身体の障害*3または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*3 ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*3または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者*5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*3または財物の損壊等*4 ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*1、父母もしくはお子様が賠償義務者*5である場合 ・保険契約または共済契約に関する原因事故*6　等 *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。 ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *2 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *3 病気またはケガをいいます。 *4 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

T1、T2、T3プラン

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）＋本人のみ補償特約（弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）用）	国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合 ■保険の対象となる方ご本人が急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合 ■保険の対象となる方ご本人が不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ■保険の対象となる方ご本人が痴漢、ストーカー行為、いじめ*5または嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ▶1つの原因事故*6について300万円を限度に保険金をお支払いします*7。 ※弁護士等*8への委任や弁護士等*9への法律相談および弁護士等*9への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*10、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。 *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 弁護士等*8への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 *8 弁護士または司法書士をいいます。 *9 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 *10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。 ①婚姻意思*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *11 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方、その配偶者*1またはそれらの同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*4 ・労働災害により生じた身体の障害*3または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*3 ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*3または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者*5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*3または財物の損壊等*4 ・保険の対象となる方もしくはその配偶者*1、またはそれらの親族等が賠償義務者*5である場合 ・保険契約または共済契約に関する原因事故*6　等 *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。 ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *2 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *3 病気またはケガをいいます。 *4 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
トラブル対策費用補償特約	国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担した場合 ■保険の対象となる方ご本人が急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ■保険の対象となる方ご本人が不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ■保険の対象となる方ご本人が痴漢、ストーカー行為、いじめ*5または嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ▶1つの原因事故*6について、防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用合算で20万円を限度に保険金をお支払いします。 ※防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*7、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。 *6 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。 ①婚姻意思*8を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方、その配偶者*1またはそれらの同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*4 ・労働災害により生じた身体の障害*3または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*3 ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*3または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者*5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*3または財物の損壊等*4 ・保険の対象となる方もしくはその配偶者*1、またはそれらの親族等によって生じた原因事故*6である場合 等 *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。 ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *2 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *3 病気またはケガをいいます。 *4 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *6 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
葬祭費用補償特約（葬祭費用補償特約（傷害用））	保険契約の保険期間中に疾病を発病し、その直接の結果として保険期間中または発病の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合（継続加入の場合は、新規に加入したご契約の保険始期以降に発病し、その直接の結果としてこのご契約の保険期間中に死亡した場合） 保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用*1を葬祭費用保険金額を限度としてその費用の負担者に保険金を支払います。 *1 被保険者の生前中に発生した損害は含みません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・傷害による被保険者の死亡 ・被保険者の在籍する学校管理下中に発生した細菌性食中毒およびウィルス性食中毒による被保険者の死亡 ・ご契約者、被保険者の故意または重大な過失による被保険者の死亡 ・保険金の受取人の故意または重大な過失による被保険者の死亡（その方が受け取るべき金額部分） ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為等による被保険者の死亡 ・地震、噴火、津波による被保険者の死亡 等

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
被害事故補償特約（国内外補償）	お子様（被保険者-保険の対象となる方）が、次に掲げる被害事故により死亡され、または普通保険約款基本条項別表の第1級から第4級に掲げる後遺障害が生じたことにより、被保険者またはその父母、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。）もしくは子が損害を被った場合 ・他人の故意による加害行為 ・ひき逃げ等（自動車（原動機付自転車を含みます。）との衝突・接触等の交通事故により、その生命または身体を害される事故。ただし、加害者が被害者の救護等、必要な措置を行わずに事故現場を去った場合に限ります。） 損害の額は、被保険者が被害事故の直接の結果として、普通保険約款基本条項別表の第1級から4級に掲げる後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとにそれぞれ、規定により算出された額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、算定された額の合計額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額を損害の額とします。保険契約者または被保険者が支出した、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用は、損害の一部とみなし、規定に従い保険金をお支払いします。自賠責保険等で支払われた金額、対人賠償保険等で支払われる保険金や共済金の額、賠償義務者から既に取得した賠償金の額、犯罪被害者等給付金などの額の合計額を差し引きます。被保険者に既に存在していた身体の障害または疾病の影響、正当な理由がなくて治療を怠ったなどの事由によりこの特約の補償内容の損害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を損害の額と決定して保険金を支払います。ただし、1回の被害事故について当会社の支払う保険金の額は、保険金額を限度とします。 ※賠償義務者からの損害賠償金や他の給付金（犯罪被害者給付金）等は損害額から差し引きます。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	●むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの ●次に掲げる事由によって生じた損害 ・被保険者（保険の対象となる方）*1または保険金を受け取るべき者*2の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・被保険者*1または、保険金を受け取るべき者*2のその被害事故を教唆または、幇助する行為、容認する行為、過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等その被害事故を誘発する行為、その被害事故に関連する著しく不正な行為 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・保険の対象となる方の配偶者、直系血族、3親等以内の親族、同居の親族のいずれかに該当する者がその被害事故を発生させた場合 等 *1 保険金を支払わないのはその被保険者の被った損害に限ります。 *2 保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約＋携行品特約の一部変更に関する特約＋学校管理下動産補償特約	国内外において、保険の対象となる方がその所属する学校管理下にある間に、所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について3,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※学校管理下とは、次の場合をいいます。 ①学校の授業中(保育等を含みます。また正規の教育活動および特別教育活動を含みます) ②在校中(授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校施設*1内にいることについて、校長等が一般的に承認している場合に限ります。) ③教育活動行事(学校の教職員が引率するものに限ります。)への参加中。 ④登下校中。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物　等 *1 学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、生徒が居住している寄宿舎、合宿所等を除きます。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

保険の対象となる方（被保険者）について

〈「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方〉

「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入できる方は、京都府PTA協議会の会員の小・中学校に在籍する児童・生徒の方（入学手続きを終えた方を含みます。）

〈保険の対象となる方（被保険者）の範囲〉

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方（被保険者）は、以下のとおりです。

	こども傷害補償、携行品（学校管理下動産）、弁護士費用等、トラブル対策費用	個人賠償責任*2	弁護士費用等*5
	〈本人型〉	〈家族型〉	
ご本人*1	○	○	○
ご本人*1の配偶者	―	○	○
ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	―	○*3	○
ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	―	○*4	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます（代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。）。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。
*2 個人賠償責任については、ご本人*1 以外の左表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義　務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（責任無能力者に関する事故に限ります。）。
*3 個人賠償責任については、ご本人*1 の親権者の同居のご親族も保険の対象となる方に含みます。
*4 個人賠償責任については、ご本人*1 の親権者の別居の未婚のお子様も保険の対象となる方に含みます。
*5 トラブル対策費用とあわせてご加入いただく場合は、「本人型」となります。

! 育英費用、教育継続支援については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。
原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。）、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

（1）配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。
①婚姻意思*7を有すること　②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
（2）親　族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
（3）未　婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。
*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

必ずお読みください

団体総合生活保険の
2025年10月1日以降始期契約のご加入者様

団体総合生活保険　商品改定のご案内

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬　具

■ 主な改定点

○印のある補償について、右記のとおり改定いたします。

変更する補償	
① こども傷害補償	② 賠償・財産・費用

①	②	改定項目	概要
○		参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024 年 6 月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
○	○	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
○		職種級別による料率区分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止（保険料を一本化）し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。
○		「特定感染症危険補償特約」の保険料改定	先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。
	○	「弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）」等の約款改定	①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満 13 歳以上満 16 歳未満の者」に対して 5 歳以上年長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。 ②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。 <対象特約>弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）、トラブル対策費用補償特約

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。
必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［マークのご説明］
契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報　ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ　ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください＊2。

●個人賠償責任補償特約　●携行品特約　●弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）　●トラブル対策費用補償特約　●育英費用補償特約　●葬祭費用補償特約（傷害用）　●被害事故補償特約　●教育継続支援特約

＊1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
＊2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

（金融庁ホームページ）

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み
保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。
※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

（2）保険料の払込方法
払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

（3）保険料の一括払込みが必要な場合について
（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分＊1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等
※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分＊1を解除することがありますのでご注意ください。
＊1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ　ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。
なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

［告知事項・通知事項一覧］　★：告知事項　☆：告知事項かつ通知事項

項目名＼基本補償・特約	傷害補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
生年月日	★＊1	★＊2
性別	―	―
健康状態告知＊3	―	―

※すべての補償について「他の保険契約等＊4」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。
＊1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
＊2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
＊3 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
＊4 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

［傷害補償］
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。
・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ　ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

［通知事項］
加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務［告知事項・通知事項一覧］」をご参照ください。

［その他ご連絡いただきたい事項］
●すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［ご加入後の変更］
●すべての補償共通
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
＊1 解約日以降に請求することがあります。
＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

［保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合］
●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

［更新後契約の保険料］
保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

［保険金請求忘れのご確認］
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

［更新加入依頼書等記載の内容］
更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［ご加入内容を変更されている場合］
ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ　その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、 賠償責任に関する補償、 財産に関する補償、 費用に関する補償	1 年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

新規加入 P3~4
中途加入 P5
お手続き方法 P6~8
更新加入 P9~12
保険の概要 P13~21
学校一覧 P22~23

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
＊1 法律上の配偶者に限ります。
●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

指定紛争解決機関

一般社団法人　日本損害保険協会 そんぽADRセンター

注意喚起情報

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

ナビダイヤル **0570-022808** 通話料有料
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間 ： 平日 午前９時15分～午後５時
（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）

〈共同保険引受保険会社について〉

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社（幹事）	92%
AIG損害保険株式会社	6%
損害保険ジャパン株式会社	2%

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター（東京海上日動安心110番）
0120-720-110
受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
□保険金をお支払いする主な場合　□保険金額、免責金額（自己負担額）　□保険期間
□保険料・保険料払込方法　□保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。
また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
【ご加入いただく補償に応じてご確認いただく事項】

確認事項	傷害補償	左記以外の補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	○	−
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意＊1」についてご確認ください。
＊1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

小学校一覧

学校名(漢字)
京丹後市PTA協議会
京丹後市立大宮第一小学校
京丹後市立いさなご小学校
京丹後市立しんざん小学校
京丹後市立網野北小学校
京丹後市立高龍小学校
京丹後市立網野南小学校
京丹後市立弥栄小学校
京丹後市立かぶと山小学校
京丹後市立丹後小学校
京丹後市立峰山小学校
京丹後市立久美浜小学校
京丹後市立橘小学校
京丹後市立大宮南小学校
京丹後市立長岡小学校
京丹後市立島津小学校
京丹後市立宇川小学校
与謝地方PTA連絡協議会
宮津市立宮津小学校
宮津市立府中小学校
宮津市立栗田小学校
宮津市立日置小学校
宮津市立吉津小学校
与謝野町立加悦小学校
与謝野町立岩滝小学校
与謝野町立市場小学校
与謝野町立石川小学校
与謝野町立三河内小学校
与謝野町立山田小学校
福知山市PTA連絡協議会
福知山市立大江小学校
福知山市立夜久野小学校
福知山市立三和小学校
福知山市立大正小学校
福知山市立庵我小学校
福知山市立惇明小学校
福知山市立雀部小学校
福知山市立修斉小学校
福知山市立上豊富小学校

学校名(漢字)
福知山市立遷喬小学校
福知山市立昭和小学校
福知山市立上川口小学校
福知山市立成仁小学校
福知山市立六人部小学校
舞鶴市PTA連絡協議会
舞鶴市立新舞鶴小学校
舞鶴市立三笠小学校
舞鶴市立倉梯小学校
舞鶴市立倉梯第二小学校
舞鶴市立与保呂小学校
舞鶴市立志楽小学校
舞鶴市立朝来小学校
舞鶴市立大浦小学校
舞鶴市立中舞鶴小学校
舞鶴市立明倫小学校
舞鶴市立吉原小学校
舞鶴市立余内小学校
舞鶴市立池内小学校
舞鶴市立中筋小学校
舞鶴市立福井小学校
舞鶴市立高野小学校
舞鶴市立岡田小学校
舞鶴市立由良川小学校
綾部市PTA連絡協議会
綾部市立綾部小学校
綾部市立東綾小学校
綾部市立東八田小学校
綾部市立志賀小学校
綾部市立上林小学校
綾部市立物部小学校
綾部市立西八田小学校
綾部市立中筋小学校
綾部市立吉美小学校
綾部市立豊里小学校
南丹・船井PTA連絡協議会
京丹波町立下山小学校
京丹波町立瑞穂小学校
京丹波町立丹波ひかり小学校

学校名(漢字)
京丹波町立竹野小学校
京丹波町立和知小学校
南丹市立八木東小学校
南丹市立八木西小学校
南丹市立園部小学校
南丹市立園部第二小学校
南丹市立胡麻郷小学校
南丹市立殿田小学校
南丹市立美山小学校
亀岡市PTA連絡協議会
亀岡市立安詳小学校
亀岡市立曽我部小学校
亀岡市立吉川小学校
亀岡市立千代川小学校
亀岡市立亀岡小学校
亀岡市立西別院小学校
亀岡市立詳徳小学校
亀岡市立稗田野小学校
亀岡市立城西小学校
亀岡市立東別院小学校
亀岡市立保津小学校
亀岡市立大井小学校
亀岡市立つつじヶ丘小学校
亀岡市立南つつじヶ丘小学校
亀岡市立亀岡川東学園小学部
亀岡市立育親学園（小学部）
乙訓PTA連絡協議会
向日市立第4向陽小学校
向日市立第5向陽小学校
向日市立第6向陽小学校
向日市立向陽小学校
向日市立第3向陽小学校
向日市立第2向陽小学校
大山崎町立大山崎小学校
大山崎町立第二大山崎小学校
長岡京市長法寺小学校
長岡京市長岡第十小学校
長岡京市長岡第八小学校
長岡京市長岡第四小学校

学校名(漢字)
長岡京市長岡第五小学校
長岡京市長岡第七小学校
長岡京市長岡第九小学校
長岡京市神足小学校
長岡京市長岡第三小学校
長岡京市長岡第六小学校
宇治市連合育友会
宇治市立宇治小学校
宇治市立南部小学校
宇治市立木幡小学校
宇治市立御蔵山小学校
宇治市立笠取小学校
宇治市立笠取第二小学校
宇治市立三室戸小学校
宇治市立岡屋小学校
宇治市立伊勢田小学校
宇治市立大開小学校
宇治市立西小倉小学校
宇治市立南小倉小学校
宇治市立大久保小学校
宇治市立菟道小学校
宇治市立平盛小学校
宇治市立北槇島小学校
宇治市立小倉小学校
宇治市立菟道第二小学校
宇治市立神明小学校
宇治市立槇島小学校
宇治市立北小倉小学校
宇治市立西大久保小学校
城陽・久御山PTA連絡協議会
久御山町立御牧小学校
久御山町立佐山小学校
久御山町立東角小学校
城陽市立久津川小学校
城陽市立久世小学校
城陽市立寺田小学校
城陽市立寺田南小学校
城陽市立寺田西小学校
城陽市立今池小学校

新規加入 P3~4
中途加入 P5
お手続き方法 P6~8
更新加入 P9~12
保険の概要 P13~21
学校一覧 P22~23

学校名(漢字)
城陽市立深谷小学校
城陽市立富野小学校
城陽市立青谷小学校
城陽市立古川小学校
綴喜PTA連絡協議会
井手町立多賀小学校
井手町立井手小学校
宇治田原町立田原小学校
宇治田原町立宇治田原小学校
京田辺市立松井ケ丘小学校
京田辺市立桃園小学校

学校名(漢字)
京田辺市立大住小学校
京田辺市立草内小学校
京田辺市立三山木小学校
京田辺市立田辺小学校
京田辺市立田辺東小学校
京田辺市立薪小学校
京田辺市立普賢寺小学校
八幡市立八幡小学校
八幡市立くすのき小学校
八幡市立中央小学校
八幡市立南山小学校

学校名(漢字)
八幡市立さくら小学校
八幡市立橋本小学校
八幡市立有都小学校
八幡市立美濃山小学校
相楽地方PTA連絡協議会
精華町立山田荘小学校
精華町立川西小学校
精華町立精北小学校
精華町立東光小学校
精華町立精華台小学校
相楽東部広域連合立南山城小学校

学校名(漢字)
相楽東部広域連合立和束小学校
相楽東部広域連合立笠置小学校
木津川市立相楽小学校
木津川市立州見台小学校
木津川市立木津小学校
木津川市立加茂小学校
木津川市立棚倉小学校
木津川市立上狛小学校
木津川市立梅美台小学校
木津川市立恭仁小学校
木津川市立南加茂台小学校

中学校一覧

学校名(漢字)
京丹後市PTA協議会
京丹後市立峰山中学校
京丹後市立網野中学校
京丹後市立大宮中学校
京丹後市立久美浜中学校
京丹後市立丹後中学校
京丹後市立弥栄中学校
与謝地方PTA連絡協議会
宮津市立宮津中学校
宮津市立栗田中学校
与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校
与謝野町立江陽中学校
与謝野町立加悦中学校
福知山市PTA連絡協議会
福知山市立大江中学校
福知山市立南陵中学校
福知山市立六人部中学校
福知山市立日新中学校
福知山市立夜久野中学校
福知山市立成和中学校
福知山市立川口中学校
福知山市立三和中学校
福知山市立桃映中学校
舞鶴市PTA連絡協議会
舞鶴市立青葉中学校
舞鶴市立白糸中学校

学校名(漢字)
舞鶴市立和田中学校
舞鶴市立城南中学校
舞鶴市立城北中学校
舞鶴市立若浦中学校
舞鶴市立加佐中学校
綾部市PTA連絡協議会
綾部市立東綾中学校
綾部市立豊里中学校
綾部市立綾部中学校
綾部市立何北中学校
綾部市立八田中学校
綾部市立上林中学校
南丹・船井PTA連絡協議会
京丹波町立瑞穂中学校
京丹波町立和知中学校
京丹波町立蒲生野中学校
南丹市立八木中学校
南丹市立殿田中学校
南丹市立園部中学校
南丹市立美山中学校
亀岡市PTA連絡協議会
亀岡市立南桑中学校
亀岡市立大成中学校
亀岡市立育親学園(中学部)
亀岡市立亀岡中学校
亀岡市立東輝中学校

学校名(漢字)
亀岡市立詳徳中学校
亀岡市立亀岡川東学園中学部
乙訓PTA連絡協議会
向日市立勝山中学校
向日市立西ノ岡中学校
向日市立寺戸中学校
大山崎町立大山崎中学校
長岡京市立長岡第三中学校
長岡京市立長岡第二中学校
長岡京市立長岡中学校
長岡京市立長岡第四中学校
宇治市連合育友会
宇治市立広野中学校
宇治市立北宇治中学校
宇治市立東宇治中学校
宇治市立黄檗中学校
宇治市立南宇治中学校
宇治市立木幡中学校
宇治市立西宇治中学校
宇治市立槇島中学校
宇治市立西小倉中学校
宇治市立宇治中学校
城陽・久御山PTA連絡協議会
久御山町立久御山中学校
城陽市立東城陽中学校
城陽市立城陽中学校

学校名(漢字)
城陽市立西城陽中学校
城陽市立南城陽中学校
城陽市立北城陽中学校
綴喜PTA連絡協議会
井手町立泉ヶ丘中学校
宇治田原町立維孝館中学校
京田辺市大住中学校
京田辺市培良中学校
京田辺市田辺中学校
八幡市立男山東中学校
八幡市立男山中学校
八幡市立男山第二中学校
八幡市立男山第三中学校
相楽地方PTA連絡協議会
精華町立精華西中学校
精華町立精華南中学校
相楽東部広域連合立笠置中学校
相楽東部広域連合立和束中学校
木津川市立木津中学校
木津川市立木津第二中学校
木津川市立泉川中学校
木津川市立山城中学校

■ もし事故にあわれた場合(保険金のご請求) ■

事故報告から保険金が支払われるまでの流れは概ね次の通りです。迅速な処理、円満解決のためにも速やかにお手続きください。

step1 事故受付

万一事故にあわれた場合は、「事故受付センター」または総合保障制度専用ダイヤルへ

0120-720-110 受付時間:24時間365日

もしくはインターネットでの受付も可能です。

マイページ

事故受付

スマートフォンでアプリをインストールし、マイページIDを作成してください。

事故受付以外に…
- 保険の管理が可能
- GPSで位置情報の通知が可能
- 事故対応の状況がわかる

又は

スマートフォン

加入者票に印字されている二次元コードから請求可能です。

step2

東京海上日動火災保険株式会社から保険金請求用紙等がご加入者様に郵送されます。(事故報告後1～2週間後)

step3

送られてきた請求用紙に必要書類(下表参照)を添付して東京海上日動火災保険株式会社に郵送してください。

傷害事故の場合

①保険金請求書
保険金請求書類に記載のQRコードよりペーパーレスで保険金請求が可能になりました(傷害事故のみ)。

②診断書もしくは自己申告書
- ※請求額が他のご請求と合わせて30万円以下でのお支払いとなる場合は、診断書のご提出を省略できます。ただし、おケガの状態により別途ご提出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ※当社が必要と判断した場合には、領収書のご提出をお願いする場合があります。
- ※手術保険金の請求がある場合は、診療明細書・診療報酬明細書・手術同意書等、手術の内容が確認できる書類のご提出が必要です。

(傷害事故の場合、診断書代はご本人負担となりますので、予めご了承ください。)

賠償事故の場合

損害額を算出するために必要な書類		示談後に必要な書類
人身事故の場合	物損事故の場合	
医師の診断書	被害物の写真	保険金請求書
治療費等の領収書	修理見積書	示談書
休業損害証明書		領収書 (立替金・示談金等)

※上記以外に、事故の内容によりその他の書類をご提出いただくことがありますので、担当者とのお打合せをお願いいたします。

step4

東京海上日動火災保険株式会社から指定口座に保険金が振り込まれます。

お問い合せや、加入内容に変更がおきたら…

ご加入内容の変更が生じた場合には、遅滞なく下記フリーダイヤルまたは取扱代理店、下記、東京海上日動火災保険(株)までご連絡ください。

総合保障制度専用ダイヤル

事務幹事代理店〔(株)東京海上日動パートナーズかんさい〕内専用ダイヤル
本制度の内容照会は、下記までご連絡ください。

0120-39-6266

受付時間:月～金 9:15～12:00/13:00～17:00 土・日・祝日を除く

事務幹事代理店

株式会社 東京海上日動パートナーズかんさい
児童・生徒総合保障制度担当者まで
〒604-8804 京都府京都市中京区壬生坊城町24-1古川勘ビル7F
Tel：0120-39-6266

弊社は、児童・生徒総合保障制度の募集幹事代理店としてご加入者様からの各種お問い合わせの窓口事務を行なっております。ご加入方法に関するお問い合わせ、補償内容のお問い合わせは左記フリーダイヤルから弊社までお問い合わせ下さい。

本制度の引受保険会社

(幹事会社) **東京海上日動火災保険株式会社** (担当課:京都本部　京都開発課) TEL.075-241-1156
AIG損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社

この保険契約は、上記の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受割合については、「重要事項説明書」をご確認ください。

2026年1月作成　25TX-005655